平成２８年（フ）第３２５号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根794番地13
破産者　山崎由希子
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１２０号
山梨県笛吹市石和町小石和154番地４
破産者　大江　賢行
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１号
京都府京丹後市丹後町間人2942番地
破産者　５ｎｉｎ　Ｃｌｕｂこと　下谷　佳弘
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第１４号
広島県安芸高田市吉田町国司697番地２
破産者　渡里　克枝
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第１５８３号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北４丁目13番12号
破産者　日下部葉子
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２８４号
福岡市東区千早１丁目９番１―202号
破産者　山本きみよ
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２８５号
福岡市東区千早１丁目９番１―202号
破産者　山本　　愛
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８６０号
福岡県北九州市小倉南区横代東町２―５―26　レオパレス優105、申立時の住所福岡県豊前市吉木983―７　Ｓ―Ⅱハイツ202
破産者　冨永　　香
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８８２号
福岡市西区野方２―12―45　カーサ原205号、住民票上の住所福岡市西区上山門３丁目６番34号
破産者　三島　弘子
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９８３号
福岡市中央区大宮１丁目６番３号
破産者　森下　千枝（旧姓荒木）
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６９号
佐賀県小城市小城町晴気3630番地１
破産者　ループクリーニングこと　辻　　隆文
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７８号
佐賀県三養基郡みやき町大字江口3359番地　ウッドパーク31　201号
破産者　古賀　正明
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０７号
佐賀市兵庫南２丁目１番28号　西岡アパート102、前住所佐賀市川副町大字福富14番地14
破産者　萩原　清隆
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５６号
佐賀市高木瀬東３丁目12番７号　エクセラン高木瀬202
破産者　上原　　隆
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６４号
沖縄県島尻郡南風原町兼城419―14　コーポひいらぎ105、住民票上の住所長崎県長崎市愛宕４丁目27番24―101号
破産者　小島　裕樹
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７号
大分県豊後大野市三重町市場150番地４　グループホームアイリスＶＯＹ、申立時の住所大分県竹田市大字平田749番地
破産者　吉野　敏美
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２８年（フ）第３８号
鹿児島県鹿屋市串良町有里8289番地58
破産者　外西　政昭
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１４１号
青森県八戸市売市１丁目９番15号、住民票上の住所青森県八戸市大字市川町字桔梗野上19番地264
破産者　佐々木博一
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係